

# 高齢者虐待の防止のための指針

## 1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

デイサービスセンターとしみ(以下「事業所」という。)は、利用者の権利を守り、安全で健やかな生活を確保するため、高齢者の虐待に対する知見を高め、これを防止するための必要な措置を講じていく。

本指針は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底することを目的とし、また、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

### (1) 高齢者虐待防止委員会の設置

#### ア 目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待などが発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とし委員会を設置する。

#### イ 高齢者虐待防止委員会の構成

高齢者虐待防止委員会は、次に掲げる者で構成する(カッコ内は担当分野)。尚、株式会社ハートケアとして、これに関する課題点などは重視することから、全体で共通して取り組むために、その所属に関わらず委員会の構成メンバーとする。

① デイサービス事業課長(事業所全体の管理責任者。委員長を務める)

※高齢者虐待防止担当者

② 管理部：専務(事務及び関係機関との連携)

③ 生活相談員リーダー(情報収集及び発出)

④ 看護職員リーダー(健康状態及び身体状況の確認などに関する指針の立案)

⑤ 介護職員(日常的なケアの現場の管理)

⑥ その他(必要に応じ委員を指名)

※高齢者虐待防止担当者

上記の中から高齢者虐待防止担当者を指名する。

高齢者虐待防止担当者は、事業所内の高齢者虐待発生を防止するとともに早期発見に努めるための具体的な原案を作成し、高齢者虐待防止委員会に提案する。なお、高齢者虐待防止担当者は他業務との兼務を可とする。

#### ウ 高齢者虐待防止委員会の活動内容

高齢者虐待防止委員会は、委員長の召集により、定例開催(原則年1回以上)に加えて、虐待事案発生時等、必要時に応じ随時開催する。

委員会では、「高齢虐待の禁止」と「高齢者虐待防止及び早期発見」のために必要な次に掲げ事項について審議する。

なお、委員会での議論の結果や決定事項については、速やかに職員に周知を図る。

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

## (2) その他

### ア 記録の保管

高齢者虐待防止委員会の開催記録等、事業所内における高齢者虐待防止に関する諸記録は保管する。

## 3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

### (1) 職員研修の実施

事業所の職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容を高齢者虐待防止委員会の企画により、以下の通り実施する。

#### ア 新規採用者に対する研修

新規採用時に、権利擁護及び高齢者虐待防止のための基礎的な知識に関する教育を行う。

#### イ 全職員を対象として定期的研修

全職員を対象に、別に高齢者虐待防止委員会が作成するカリキュラムに基づき定期的な研修を年1回以上実施する。

## 4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

### (1) 発生時の対応

ア 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は役職等の如何を問わず、厳正に対処する。

イ 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

ア 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。

イ 事業所内で虐待などが疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

ウ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

エ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

## 6. 成年後見制度の利用支援

利用者及び利用者家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関などの関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法

ア 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。

イ 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

ウ 対応の結果は相談者にも報告する。

## 8. 当該指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

## 9. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

付則

2024年4月1日から適用する。

以上